

# 公立大学法人札幌市立大学附属図書館利用規程

平成18年4月1日

平成18年規程第48号

改正 平成22年規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人札幌市立大学附属図書館規則（平成18年規則第21号）第6条の規定に基づき、公立大学法人札幌市立大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 図書館を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 札幌市立大学（以下「本学」という。）の役員及び職員
- (2) 本学の学生
- (3) 前2号に掲げる者以外の者であって附属図書館長（以下「図書館長」という。）が図書館の利用を認めた者

(利用証)

第3条 利用者は、図書館の利用証の交付を受けるものとする。

- 2 利用者は、図書館を利用するときは、利用証を携行するものとする。
- 3 利用証に関し必要な事項は、別に定める。

(休館日)

第4条 図書館の休館日（以下「休館日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 開学記念日
  - (4) 12月29日から翌年1月3日まで
  - (5) 図書館が所蔵する図書、逐次刊行物、視聴覚資料その他の図書館資料（以下「図書等」という。）の整理を行う日
- 2 前項の規定にかかわらず、図書館長が特に必要があると認めたときは、臨時に休館日を設け、又は休館日に開館することができる。

(開館時間)

第5条 図書館の開館時間（以下「開館時間」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 次号及び第3号に掲げる日以外の日 午前9時から午後10時まで
- (2) 春季、夏季及び冬季休業日 午前9時から午後5時まで
- (3) 土曜日（前号に掲げる日を除く。） 午前10時から午後4時まで

2 前項の規定にかかわらず、図書館長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(館内閲覧)

第6条 利用者は、図書等を図書館内で閲覧することができる。

2 利用者は、閲覧した図書等を、開館時間内に所定の場所に返却しなければならない。

(館外貸出し)

第7条 利用者（第2条第3号に掲げる者にあつては、別に定める者に限る。

以下この条及び次条において同じ。）は、所定の手続を経て、図書等（別に定めるものを除く。）の館外貸出しを受けることができる。

2 館外貸出しをすることができる図書等の数及び期間は、次のとおりとする。

利用者の区分	貸出可能数	貸出期間
第2条第1号に掲げる者	制限なし	2月以内
第2条第2号及び第3号に掲げる者	10冊	2週間以内

3 前項の規定にかかわらず、図書館長が特に必要があると認められた利用者に対しては、館外貸出しをすることができる図書等の数又は期間を超えて、図書等を貸し出すことができる。

4 館外貸出しを受けた利用者は、当該館外貸出しに係る図書等を転貸してはならない。

(館外貸出しをした図書等の返却)

第8条 利用者は、館外貸出しを受けた図書等について、館外貸出しをすることができる期間内に返却しなければならない。

2 次に掲げるときは、利用者は、館外貸出しを受けた図書等を直ちに返却しなければならない。

- (1) 本学の役員及び職員並びに学生がその身分を失ったとき。
- (2) 本学の職員が休職等により本学の職務を行わなくなったとき。
- (3) 本学の学生が休学し、又は停学を命じられたとき。
- (4) その他図書館長が返却を命じたとき。

(複写)

第9条 文献の複写に関し必要な事項は、別に定める。

(相互利用)

第10条 図書館は、必要に応じ他の図書館（以下「他館」という。）との相互利用をはかることができる。

- 2 他館から図書等の利用の依頼があったときは、図書館長が本学の教育、研究及び学習に支障がないと認める範囲において、これに応じることができる。
- 3 他館所蔵の図書等の利用については、他館の定める規則に従い、他館との利用手続きを経て行うものとする。

(規律の維持)

第11条 利用者は、図書館においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 図書館内の秩序を乱し、又は他の利用者の迷惑となるような行為をしないこと。
- (2) 図書館内の清潔を保つとともに、図書等を破損し、汚損し、又は滅失しないこと。
- (3) 図書館内において飲食をしないこと。
- (4) 図書館の係員の指示に従うこと。

(利用停止)

第12条 図書館長は、この規程に違反した者に対して、図書館の利用を停止することができる。

(賠償責任)

第13条 利用者は、故意又は過失により、図書館の施設、設備及び備品又は図書等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、これらによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年改正規程第5号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。